

(保護者様控え) 令和6年度活動時間延長の申込・利用に関する注意事項(夕方用)

午後6時~7時までの活動時間延長(以下、夕方延長)の申込みにあたり、下記注意事項を必ずお読みいただき、承諾された上でお申込みください。

- 「活動時間延長利用(夕方)」のご案内に記載されている内容や利用条件(料金:利用児童1名につき5,000円(税込)/1ヶ月・利用可能時間:午後7時まで)を確認の上、お申込みください。
※土曜日は活動時間延長を行っておりません。午後6時までの利用となります。
※令和6年度活動時間延長利用 申込書(夕方用)の利用開始希望日から年度末までの間は、ご利用の有無にかかわらず月会費が発生します。ご了承の上、お申込みください。
ご利用の必要がなくなった場合は、必ず退会申込書をご利用されているいきいき活動室にご提出ください。
※月途中のお申込みにあたっては、初月のみ日割り会費となります。
(例)4月12日の利用開始希望日の場合
⇒4月会費は4月12日~4月30日までの会費となり、それ以降は、退会申込書をご提出いただくまで、満額の月会費となります。
※ご利用の有無に関わらず、月会費は発生します。
※令和7年度以降のご利用については、改めてお申込みをいただく必要があります。
自動更新ではありません。
- 希望される小学校の「いきいき」において、申込児童数が規定人数(5名)に達しない場合、実施は決定できません。
- 実施決定通知書発行後、ご事情により、希望されていた「いきいき」の小学校(A小学校)と別の小学校(B小学校)へ入学された場合、「B小学校」の「いきいき」で規定人数に達していなければ夕方延長のご利用はできません。
- 申込まれた「いきいき」において夕方延長が決定した場合、「預金口座振替依頼書」を送付します。返信用封筒にて「いきいき事務局宛」にご提出の上、口座振替にて料金を納入いただけます。
※お申込みいただく時期によっては、振込にて会費を納入いただく場合がございます。振込手数料は保護者様にてご負担ください。
※令和5年度以前に口座を登録されている場合、同じ口座からの引落の継続でも支障がなければ、改めて預金口座振替依頼書をご提出いただく必要はありません。
(口座の有効期限の関係で、再度提出を依頼する場合がございます。ご了承ください。)
- 預金口座振替依頼書の提出が遅れた場合や、申込み時期、記入内容・押印に不備があり再提出となった場合は、口座振替手続きが完了するまでの間、振込による納入をお願いいたします。
※振込手数料は保護者様にてご負担ください。
- 活動時間延長利用会費の徴収に関しましては集金代行業者 株式会社シーエスエス(CSS)を利用いたします。そのため、通帳への印字は『CSS(セリオ)』または『CSS』となります。
※指定いただく銀行によって、印字が片仮名やアルファベット等、異なることがあります。
なお、通帳への印字をもって領収書と代えさせていただくため、領収書の発行はございません。領収書や請求書が必要な場合は別途対応いたしますので、弊社いきいき事務局までお問い合わせください。
※口座引落が不可能であった場合や、2ヶ月以上の会費を合算でいただく場合は、請求書をご自宅に郵送いたします。
- 申込み時期・口座登録不備・残高不足・指定口座解約等により口座振替が完了しないことが続いた場合、振込による納入をお願いすることがあります。予めご了承ください。
※振込手数料は保護者様にてご負担ください。

裏面もご確認ください

8. 退会(申込み取り下げ)について

※いかなる場合も、一旦、夕方延長利用申し込みをされますと、ご利用開始月の料金が発生します。ご了承の上、慎重にお申込みいただくようお願いします。

(例) 令和6年2月に令和6年4月～の夕方延長利用開始を申し込んだが、令和6年3月4日に退会申込書を提出した。

⇒※令和6年4月分(5,000円)の料金が発生します。

※令和6年3月31日(弊社いきいき事務局必着)までに「転校に伴う理由」に限り、退会申込書をご提出いただいた方は、令和6年4月分の月会費は発生いたしません。

退会申込書の提出がなかった場合は、令和6年4月以降、退会申込書を提出されるまで月会費が発生しますので、ご注意ください。

当月末での退会は毎月10日(10日が活動休止日の場合、前活動日)までに保護者様持参により、退会申込書提出をもって申請してください。期日を越えた場合は、翌月分までの月会費納入をお願いします。また、退会する月の料金は月末までの1ヶ月料金であり、返金や日割り計算はありません。

(例) 6月30日で退会したい(7月1日から利用の必要がない)場合

⇒6月10日が退会申込締切日となります。

※上記の例の場合、6月11日以降に提出されると7月の月会費まで発生します。

※やむを得ずお子様に退会申込書の提出を言付けられる場合、当日または翌日に、必ず活動室へ電話連絡の上、提出が完了しているか確認をお願いします。

※同年度内(令和7年3月末まで)に夕方延長利用を再度希望される場合は、改めて『令和6年度活動時間延長利用申込書(夕方用)』『(活動室提出用)令和6年度活動時間延長の申込・利用に関する注意事項(夕方用)確認書』を、利用されているいきいき活動室にご提出ください。

令和6年度夕方延長利用「退会申込書」提出先について

○「転校を伴う理由」による退会(～令和6年3月31日(必着)まで)

⇒「弊社いきいき事務局」まで郵送

○上記以外の退会

⇒ご利用の「いきいき活動室」

9. 会費納入期日を2ヶ月以上過ぎても納入いただけない場合、または、午後7時までのお迎えを守られないことが続いた場合、活動時間延長の利用停止とさせていただきます。

※利用停止となった場合でも、退会申込書提出までの月会費は発生します。

※災害・事故・トラブルによる交通機関の遅延等、やむを得ない事情は除きます。

10. 3ヶ月以上会費を納入いただかず、お電話等でのご連絡も繋がらない場合、弊社職員により家庭訪問をさせていただく場合があります。予めご了承ください。